

生命共済加入確認書 (GF型)
火災共済KT型加入確認書
学生賠償責任保険加入確認書

様

生命共済に加入したことを証明いたします。

加入申込日 2011年3月14日
保障期間 2011年4月1日から
2012年3月31日まで

火災共済に加入したことを証明いたします。

加入申込日 2011年3月14日
保障期間 2011年4月1日から
2012年3月31日まで

*2012年まで自動継続の申込を承りました。

学生賠償責任保険の加入依頼を承ったことを証明いたします。

加入申込日 2010年3月8日
保険期間 2010年4月1日から
2012年4月1日まで

※加入証書は後日、扶養者あてにお送りします。

2011年4月11日

全国大学生協共済生活協同組合連合会
受付 三重大学、生活協同組合
担当

生命共済GF型の保障概要

病気で入院	入院日額※1 10,000円 手術費用※3 1回につき 50,000円 後遺障害 600万円～540万円 (1～3級)
事故やケガで入・通院	入院日額※1 10,000円 通院日額※2 2,000円 手術費用※3 1回につき 50,000円 固定具使用期間※4 2日で2,000円 後遺障害 12万円～600万円 (1～14級)
お父さん・お母さん・扶養者の方が亡くなった場合	扶養者の方が事故で亡くなった場合 (扶養者事故死亡学業費用保障) 卒業まで毎月10万円 父母死亡見舞金 10万円 (病気・事故を問わず保障します)
本人の死亡	病気・事故での死亡 200万円 その他の死亡 100万円

※1. 入院は1日目から200日まで保障します。

※2. 事故やケガでの通院は、通院のみの日数または入院と通院をあわせた日数が5日以上の場合1日目から90日まで保障します。

※3. 通院の手術も対象になる場合があります。ただし、手術については対象にならないものもあります。(検査・傷口の縫合、抜歯など)

※4. ギプスなど固定具をしている期間から入院日を除いた固定期間2日を通院1日とみなして保障します。

火災共済KT型の保障概要

下宿・アパート・寮の火災/水ぬれ/風水害/	家財の火災・水ぬれ・風水害など※1 200万円まで 修理可能なものは修理費用を保障します。 臨時費用見舞金 全焼・全壊のとき、上記共済金の他に10万円 大家(貸主)への賠償責任が発生した場合※2 借家人賠償 1,000万円まで (ただし、5,000円は自己負担)
盗難事故	盗難家財 30万円まで※3 盗難現金 5万円まで※3 盗難借用戸室修理費用 10万円まで (ただし、5,000円は自己負担)

※1. 火災・水ぬれ・風水害などで加入者の持ち物が損害を受けた場合保障します。

※2. 加入者の過失により火災や水もれ事故を起こし、大家(貸主)から損害賠償を請求された場合の保障です。

※3. 「盗難事故」とは、強盗、窃盗、およびその未遂とストーカー行為による物損被害を警察に届け出て大学生協共済連が認めたときをいいます。

※生命共済(GF)火災共済(KT)保障内容の詳細は、パンフレットまたは「ご契約のしおり」などをご参照ください。

元受団体：全国大学生協共済生活協同組合連合会

学生賠償責任保険(8H型)の保障概要

お支払いする保険金・費用	日常生活における賠償事故
他人への身体障害および他人の財物破損に対する損害賠償金	1事故 1億円限度
臨時費用 (他人の身体に障害を与えた場合)	<被害者 1名につき> 被害者が死亡：10万円限度 被害者が20日以上入院
見舞費用(傷害見舞費用担保特約) (加入者本人が、他人の身体に障害を与えたことにより、損害賠償金を支払うことなく保険会社の同意を得て償済として支払った弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)	<被害者 1名につき> 死亡・後遺障害 1名 50万円限度 入院 1.5万円～10万円限度 通院1万円～5万円限度 入院・通院については、その期間に応じて限度額が異なります。また、1回の事故につき100万円が限度となります。
お支払いする保険金・費用	止課の講義、行事、実習における賠償事故
他人への身体障害および他人の財物破損に対する損害賠償金	1事故 1億円限度 【注1】
被保険者が管理・使用する他人の財物に対する損害賠償金	1事故1,000万円限度 【注2】
医療関連実習で発生した事故に伴う感染予防措置・治療に要した費用	1事故 500万円限度 【注2】
被害者対応、示談交渉対応費用 (他人の身体に障害を与えたことによって生じた、交通費・宿泊費・通信費など)	1名 30万円限度 1事故500万円限度 【注2】
他人の身体を不当に拘束し自由の侵害または名誉・プライバシーの侵害による損害賠償金	1事故500万円限度 【注2】

【注1】生産物賠償責任保険については、1年間の限度額です。【注2】1年間の限度額です。

訴訟費用・緊急措置費用 損害防止軽減費用 保険会社への協力費用もお支払いします。

※保障内容の詳細は、パンフレットまたは「ご加入のしおりについてのご案内」などをご参照ください

引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社
取扱幹事代理店：株式会社大学生協保険サービス

◆次のような場合は下記のいずれかにご連絡ください。

- ①加入者の住所・氏名が変更となったとき
- ②卒業予定年が変更となったとき
- ③扶養者の住所・氏名が変更となったとき
- ④退学したとき、生協を脱退したとき
- ⑤共済金・保険金の支払いの事由が発生したとき

◆連絡場所

- ①在学の生協窓口
- ②全国大学生協共済生活協同組合連合会サポートダイヤル ☎ 0120-335770

◆共済金・保険金の支払い事由が発生した時には、在学の大学生協窓口または上記にご連絡ください。